			意見の	
全般	No 1	<b>御意見の報要</b> 同じ締切日(12月20日)でいくつも意見募集をしないこと。年末の忙しい時に同時に読んで調査して意見を作成することはきつい。1月4日の締切りならまだ許容できる。 次回から考慮されたい。	反映	
全般	2	P.2 第1章 1 策定の経緯 他 体系や基本方針を、体系では学校、教職員、連携、環境のあり方、教育方針では、1~4 (学校、教職員、人、学校)に分けているが、それらは肝心要の当事者である子供にとっては外部要因にすぎない。当事者の子供についての方針を追加すべきである。その中身をしっかり議論して。		
全般	3	パブリックコメントの提案 「新たな課題にどう向き合うのか」「現実を踏まえて議論を深めてほしい」 「教育委員会、学校長はリーダーとして向かう先を示してほしい」 「どういう方向に向かうのか」 前のパブリックコメントの回答 「意見に提案に参考にしていく」ことで反映していない。 ③「思い」を提案して回答にあたってはどう反映していくのか。 ④新しい学校連営について学校と教育委員会は距離感を感じている。 ④学校と共有して取り組んでいくために、具体的に反映した回答をお願いしたい、「安全・安心した学校連営」は様々な問題を抱え、起きている。 教育委員会が掲げている「基本方針・目標・制度について「理解お不足」「学習不足」「準備不足」がある。 ④今まで取り組み活動してきた問題 「調布学校ボランティアネットワーク」の取組。「特別支援教育」の取組: ④私が活動実績 制度に沿って、「学校支援本部制度」の設置。で目的である学校応援団の組織づくり ●教育関係者の運営:社会問題の理解している「いじめ」「不登校」「小1プロブレム」「特別支援教育」等、学校は「複雑化」「多様化」、「学校の働生き方改革」など山積している。残念である。		
全般	4	「あなたなり」に育ってほしい」子ども一人一人を大切にする教育 共生社会の実現を目指して「普通教育から特別支援教育」へ「インクールシブ教育」を視野に ~ボランティアを活用した課題と取組~「特別支援教育」を学ぶ。はじめに(筑波大学藤田和弘教授 「特別支援教育議本」より) 昨今の日本は、教育、福祉、医療などの諸分野において多くの課題に直面している。改革の必要性が 叫ばれている。 特別支援教育は障害のあるなしで分けるのではなく、すべての学校で「特別支援教育」の実施。 特別支援教育は障害のあるなしで分けるのではなく、すべての子は同じ尊い存在であるという考えに 立っている。 ●「特別支援教育」はすべての障害を考えての教育であり、すべての教育の場で実施されるものである。また、教育・支援のなかには、教育だけではなく、医療、福祉、労働など専門機関との連携を視野に入れてサボートしていく事が含まれている。 「課題」「インクールシブ教育」の推進 ●教育委員会:「インクールシブ教育」取り組み「学習不足」「準備不足」 ●教育の研修。理解の促進。指導力 の学校現場は「学校で起きている様々な問題 ●「発達障がい」「愛着障がい」「二次的症状」~「いじめ、排除、暴力~不登校」。 ●「任学年・特に新一年生」の活動を通じ「地域の問題」として医療、福祉と連携したボランティア 活動について取り組み。 ●学校の人的不足を地域・ボランティアの活用、福祉、医療について取組み 「学級ボランティア」の領域・機能・役割等。声掛け・見守り・お助け」児童の相談相手として。学校ボランティア活動は重要である。		
第2章 2調布市の現場	5	P.6 「2 調布市の現状」は、もっと具体的に掘り下げて記載すべきである。 調布市の活動については、定性的でなく、定量的に何回などと書くべき。 生き生きとした(生々しい?)実態の情報が提供されないので、充実した内容の意見はかけない。	0	今までの研修の取組回数、個別指導計 画の作成率、通級による指導の退級率 を資料へ掲載しました。
第2章 2調布市の現場 第4章 基本方針1		P.7, 14 成果指標として、個別指導計画作成率があげられ、その現状値と目標値が示されているが、 それで十分か?適切か?		
第4章	7	目標を掲げるのはよいが、画餅にならないように必要なリソース(予算、人員、)を確保しないと無責任である。実現可能性はあるのか?		
第4章	8	P.14〜 主な取組の内容は、何を何回などと書くこと。そうすれば、必要なリソースがわかり、画餅(ただの願望や計画倒れ?)か、実現可能なものかがわかる。		
第4章	9	各基本方針の成果指標の現状値として「令和3年度実績」だけが記載されているが、過年度の推移を記載すべきである。令和3年度が特異点である場合もあるし、過去からの努力の足跡が読み取れない。管理手法としては稚拙である。	0	今までの研修の取組回数。個別指導計画の作成率を資料へ掲載しました。新 振事業などは、これからの数値となります。
第4章	10	それぞれ違った個性や障害をもつ子ども一人ひとりを一つの数値目標で管理できるのか?		

は思り、 の教育環境を整備するためにはコーティネーターの存在が欠かかせません。 コーティネーターについての理解、研修を通じて資質を高めていく事が重要になります。コー マネーターの役割は裏方であり、ボランテイアが活動しやすくするために社会のニーズに合ったプ ディネーターの役割は裏方であり、ボランテイアが活動しやすくするために任云のニー人にロットログラム作ることです。
②「教育環境の充実」「地域教育ネットワークの構築」「学校コーディネーター・学校ボランテイア」の教育・学校支援などの「学び」の推進が重要になります。【考察】
図式「気になる子」(愛着障がいがメイン)→担任が変わる→二次障害(暴力、自尊心の低下)→いじめ・疎外・不登校→社会的脱落
(3)「気になる子」が増えている。多様化している「新一年生」
1)「時間がたつにつれて「気になる子」はまじりあって悪くなっていく」
2) 一年生の時は中間としての関係が慣れてくると「いじめ」「暴力」に変わってくる
3)担任が変わることで「よくなる」こともあるが「悪くなる」傾向がある。
4) 発達障害児として〜その後「不登校」に学校をやめていく。
5)「障がい」に関しての正しい理解が問題。
6)「愛着障がい」は「満たされていない甘え」〜家庭教育・子育て放棄が課題。

第4章	基本方針1		小学生は90%に対して、中学生の目標に対して実績が低いのは、なぜか?目標数値が高過ぎるなら	
		12	下げるというより、達成するための困難さや達成に必要なリソースを用意すること。 その前段階の教育支援計画の作成ができてないので中学校の数値が低いといった話が審議のなかでされているが、そうだとすれば、教育支援計画の作成率なども成果指標にして管理すべきでは?	
第4章	基本方針1	13	数値目標として個別指導計画作成率が示されているが、個別指導計画作成後の取組の評価も必要である。作成して終わりでなく、始まりではないのか、作成の結果、効果があったのかなかったのかを評価することが必要である。	
第4章	基本方針1	14	校内通級教室で指導を受けていない児童・生徒の保護者へも学校全体として何か取り組みが必要ではないか。通級では保護者向けに専門家による学習会を行う事もあり、利用児童・生徒の保護者に限られているようだが、希望すれば、退級後、学習障害、支援学級在籍、不登校等の児童生徒の保護者が参加できるようにしてほしい。実際にこのような学習会の頻度、参加率も知りたい。	
第4章	基本方針1	15	公立小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童・生徒が10年前と比べ増えている状況で、一律に宿題が出されて、LDなどの理由で家庭学習が困難な状況にある家庭も少なくない。多様な教育ニーズに応えるためには、各学年・学級で個々に合った課題を出せるよう教員への指導が必要ではないか。	
第4章	基本方針2	16	調布市では特別支援教室を校内通級教室と呼んでいるが、各学校には「特別支援教室専門員」という 役職があるが、児童・生徒や保護者は理解できているか。	
第4章	基本方針2	17	ICTの活用により成果が期待される分野には積極的に試行すること。	
第4章	基本方針2	18	専門家と連携した支援の充実に関して、どのような専門家がいるのか、明記して欲しい。就学前には、言語聴覚士、作業療法士や理学療法士による療育を受け、通園先や家庭において参考となるアドバイスを得ることができるが、就学後には専門家による意見や助言が得られていないケースが多い。通常の学級・特別支援学級ともに、子ども発達センターや民間事業所の「保育所等訪問支援」を活用することも有効ではないかと思うが、それは可能か。	
第4章	基本方針2	19	少数ではあるが、肢体不自由児の相談先として、都立府中けやきの森学園のセンター的機能の活用も 明記して欲しい。	
第4章	基本方針2基本方針3	20	<ul> <li>【「調布学校ボランティアネットワーク」へきっかけに一活動】</li> <li>● 平成25年期市内で唯一インルーンブ級育研究モデル校として取り組んでいる小学校の低学年の財金での見守り、活動に入った。</li> <li>● 1年間の見守りの結果「特別な配慮を要する児童、ストレスを抱えている子供、既存の制度が総割り組織のためイン対応しきす。制度の狭間で苦しんでいる児童が一年生に集まっていることが分かり、担任に一人では管理することは難しく、現制度の限界を実感した。私は学校プランティアを中心として地域住民が子供たちと向き合って、より添って授業を補助する必要性、継続性のあるきめ総やかな指導・支援を受ける必要があった</li> <li>● 1年財産教育全体計画にアブリックコメント提案・平成26年、私は行政の福祉活動が現状に対応しきれないことを市の特別支援教育全体計画のパブリックコメントとして無見を提出した。</li> <li>【課業】「地域人材を活用し、特別支援教育を充実させていく基盤整備が必要である」。これに対して、教育委員会から「地域人材を活用し、特別支援教育を充実させていく基盤整備が必要である」。これに対して、教育委員会から、「地域人材を活用し、特別支援教育を充実させていく基盤整備が必要である」。これに対して、教育委員会から、これに対して、教育委員会から、アラフという業団に開発的なかったのする子ともたちがいます。②そういった子供に寄り添って関わって、見守ったりする子ともたちがいます。②そういった子供に寄り添って関わって、見守ったりするとで学級全体が落ち着いたり、当該の子ともも学習に遅れることなく実能に参加するとは生かした児童だちの地域の人材を活用したい。</li> <li>「おのまい、これから資かすといる人材を活用した。」これが会が表すますすがよる多様生かした児童だらの地域の人材を活用した。</li> <li>今回のテーマ「特別支援教育の充実を図る環境の整備、真の基盤整備、学校は扱られた人勢の中で制度を創り、効率を図っても、多様生かしたアイサにある。人を増やするといのである、学校は限られた人勢の中で制度を創り、効率を図っても、多様生かしたののよりを活用するためにも、と初き中間をしている。人を増やするのよりを表していくされて、「課題である、地域の人材を活用するためにも、地域の人材を活用するためには、役割を明確にして、情報の共有そのための基盤を構め必要である。 は課題である、原外に表していることで学校支援地域本部・学校フーティネーターがホランティアとしているは、特別な受け、クラスという集団にして、「教教者と社会教育との連携した学校プラティアとして、日間についてため、発達を持ている。 「おりまでは、日間にして、「おりまでは、日間には、「おりまでは、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間に</li></ul>	
第4章	基本方針3	21	基本方針3 の成果指標に現状値が記載されてないのはなぜか? 目標値100%は夢物語ではないのか?	

第4章	基本方針3		保護者への特別支援教育についての情報提供について、毎年5月に行われている「就学に関する説明 会」だけでは不十分と感じます。特に、コロナ禍で学校公開もなく、学級見学については年中以下の		]
		22	場合、希望してもできないケースがあり、情報収集がしづらい状況です。 各特別支援学級要覧や校内通級教室要覧(現在、令和元年度だけのこ学級、平成29年度の特別支援 教室要覧が閲覧できる)を各学校のHPにて公開するなどの情報提供も必要ではないか。		
第4章	基本方針3		①就学相談の事前相談(年中時点での相談)を受け付ける旨、ホームページ等に記載してください。 親の会において、就学に関する不安・小学校について知りたいことなどを 年中時点でも「就学相談」の枠組みの中で伺えるとご回答いただきました。		
		23	私は、年中時点で発達の問題(集団不適応)を指摘され、 年長5月からの就学相談では「ここを考えている」と進路を半ば決め、 そのタイミングに合わせて、 (1)発達に関する病院の予約(数か月待ちの場合もあります) (2)診断書の作成依頼(こちらも、通院してからしばらくたたないと、書いていただけないこともあります)		
			(3) 発達検査の結果取得(教育相談所で取ることもできますが、同じ検査の場合間をあけなければならない、言葉が出る出ない、慣れていない環境だと緊張してしまうなどがあり、タイミングを見計らって取得したい場合があります) (4) 幼稚園や保育園に、意見書の作成依頼などをしなければならない、と不安に思いました。就学相談には何を揃えなければならない、そのために必要なものは何か、を事前に知りたい親は多いと思います。		
第4章	基本方針3		②支援が必要な子供の親については、年中時点での学校見学を許可してください。 年長5月~10月ごろの就学相談で進路を決めなければならないにもかかわらす、 多くの学校(※通常学級)の学校公開は秋であり、 さらに、学校公開は、【年長の親しか認めない】学校が多いです。		
			支援級の学校公開は夏ごろに行われますが、 通常学級と迷っている親は【通常学級の】【普通の学校生活】を見ないと、 わが子が通えるのか、判断ができません。		
		24	私自身は幸い、〇〇小学校の校長先生がたの判断で、特例許可していただき、 年中時点での秋の学校公開のときに、見学をさせていただけましたが 知人は「年長のみ」として、断られてしまいました。 そのお母さまは、通常学級の様子をいうとも見ないまま「通常級にするか、支援級にするか」を、次 の5月~10月ごろには、決めなければなりません。		
			コロナ前は、学校は地域に開かれており、「見たければ問合せて見学→5月から就学相談」ができたのかもしれませんが、今は「学級を見ないで、進路を決めなければならない」状態になっています。		
第4章	基本方針3		③②に関連しますが、 就学相談の説明会において「通常の学級」に関する説明が非常に少ないです。 「調布の特別支援」を紹介する動画だというのはわかるのですが、 〔通常級か】【支援級か】を迷っている親で、かつ、子供が第一子である場合、 「小1の壁」と呼ばれるように、【普通の小学校】というのがどのようなものなのか、が まったく分からないのです。		
		25	(教育委員会の方や、小学校ではたらいている方にとっては当たり前のこと、 たとえば、朝の支度が、何分間でとれくらいのことができなければならないか? 上履きをはくところはどれくらい込み合っていて、その中で立ったまま上履きを はけなければならないか?などが、わからないのです)		
			通級の説明に付随する形でも良いので、 【通常級では、こういう全体指示が行われる】【支援員はつかない】 【通常級で行える配慮は、例えば注意散漫な子を前の席にするなど】 など、いくつか、通常級に関する説明や、写真なども盛り込んでいただけると助かります。		
第4章	基本方針4		公通級退級後の引継ぎについて、何か枠組みを作っていただけないでしょうか 現在息子が通級に通っており、たいへんありがたく思っておりますが 退級時の引継ぎに不安があります。 退級は、学年がかわり、担任も変わるタイミングで行われるので、		
		26	何か、スムーズな移行ができるように、枠組みを作っていただけないでしょうか。 (例えば就学支援シートのような、1Pの引き継ぎ書などのフォーマットを 必ず作成し、新年度に1度だけでもよいので、引継ぎ崎の担任面談を設定する、など)		
第4章	基本方針4		基本方針4 成果指標 現状値21. 7%よりも低い値の20%を用いて目標値20%以上とすることは、目標管理の観点からは好ましくない。令和3年度以前の年度の推移を示すこと。より高い目標値を設定する困難さがあるのか?		調布市は都内でも高い数値を既に上げており、通級による指導を受ける児童・生徒が増加する中、高い水準を維
		27		0	持すること自体に努力を必要としています。また、単に退級率の数値目標値を達成することだけを成果とするのではなく、年度ごとの指導の内容と環境整備の妥当性を評価する目的として、数値を設置しています。
第4章	基本方針4	28	教職員の数が、児童数の約1~1.5%だが、適正な人員が確保されているのか? 不足しているなら不足している、これだけ必要だと記載すべきである。		
第4章	基本方針4	29	基本方針4 施策2、主な取組のバリアフリーの整備にスクールバスは含むのか?		
			- ※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。		4

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。